

日高村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

目次

第1章 本村の現状	1
1 位置・面積	1
2 人口動向	2
3 財政状況	4
第2章 公共施設等総合管理計画とは	6
1 公共施設等総合管理計画策定に当たって	6
2 計画の位置づけ	7
3 計画期間	8
4 対象範囲	8
5 取組体制	9
第3章 公共施設等の現状と課題	11
1 対象施設	11
2 更新費用試算	13
3 対象施設の現状と課題	16
第4章 公共施設等総合管理計画の基本方針	19
1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
2 実施方針	21
3 推進体制	31
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	32
2 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	48
3 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	50
4 土地の管理に関する基本的な方針	51
第6章 今後の取組	52
1 継続した取組に向けて	52
2 今後の取組に向けて	53

第1章 | 本村の現状

1 位置・面積

本村は、高知県のほぼ中央部にあり、高知市より西に16kmのところに位置しています。北部から東部にかけては石鎚山に源を発する清流仁淀川が流れ、隣接のいの町との境をなしています。村の中央部には佐川町に源をもつ日下川が西から東に貫流し、仁淀川に合流しています。

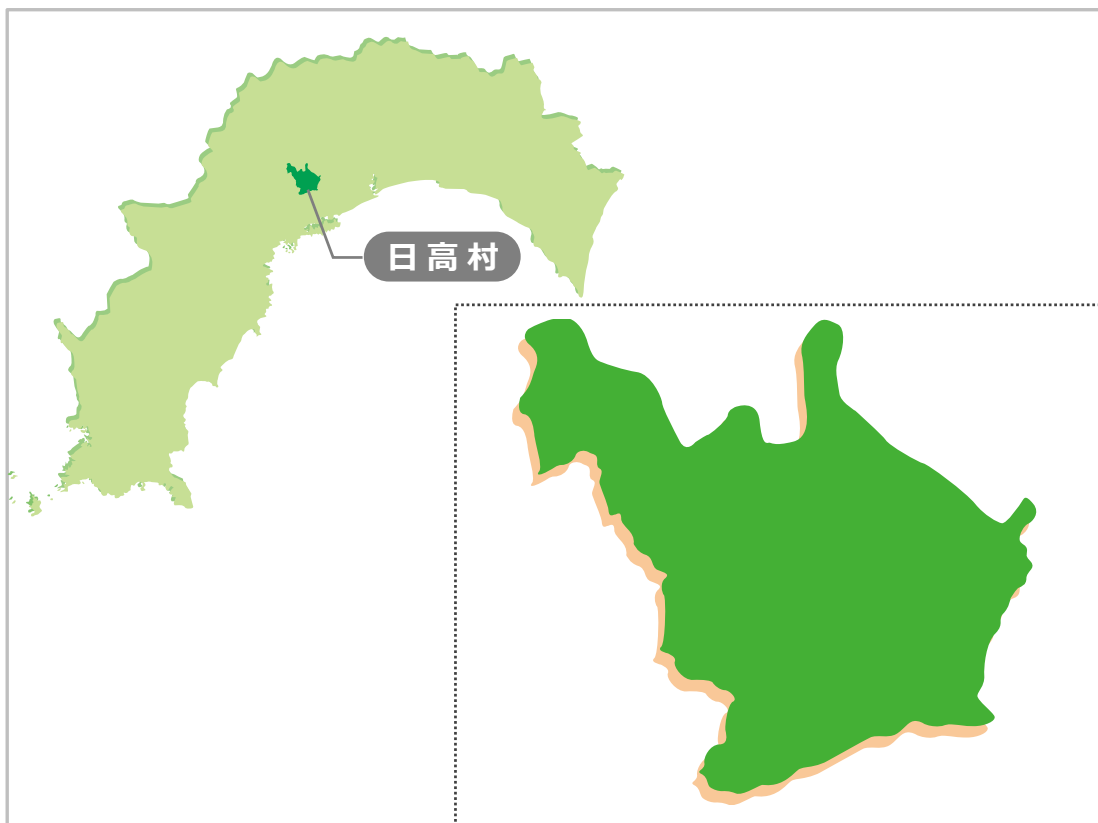
北部には標高530mの妙見山、南部には標高440mの大堂山を有し、これらの山地に囲まれた盆地状の中央部にはJR四国土讃線及び国道33号が走り、沿線に住宅地や農地が形成されています。

土佐湾沖の黒潮の影響で、年間平均気温は16度前後と比較的温暖ですが、盆地状の地形であるため、昼夜の温度差が大きくなっています。

また、年間降水量は平均約2,900mmで、梅雨から台風の季節に雨が多く降ります。冬期は、大陸から吹きつける季節風が中国・四国山脈にさえぎられるため、降雨・降雪量は少なく、太平洋岸特有の気候となっています。

■位置：東経133度22分34秒／北緯33度31分54秒

■面積：44.85 km²／東西10.0 km・南北9.2 km



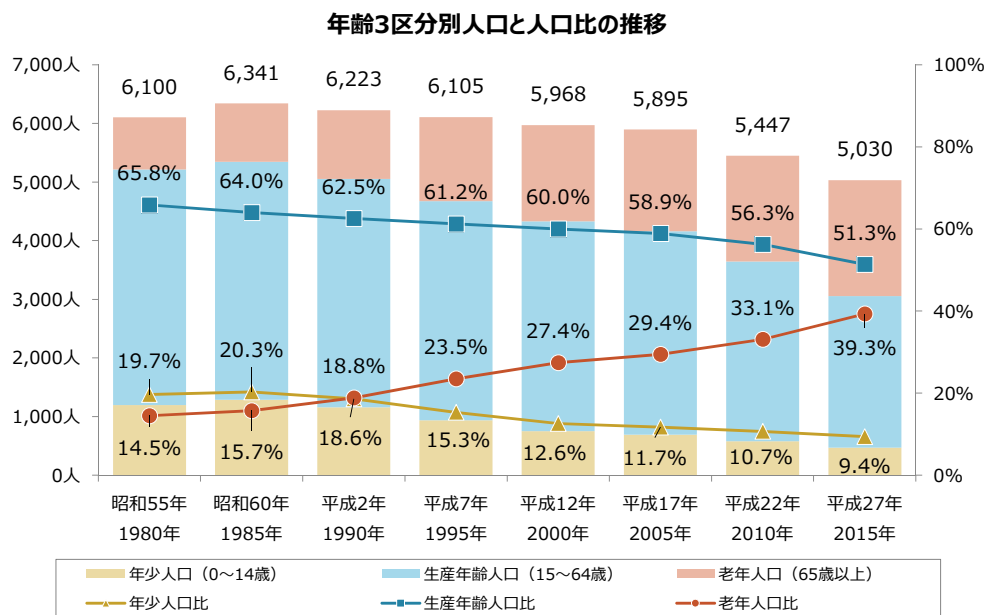
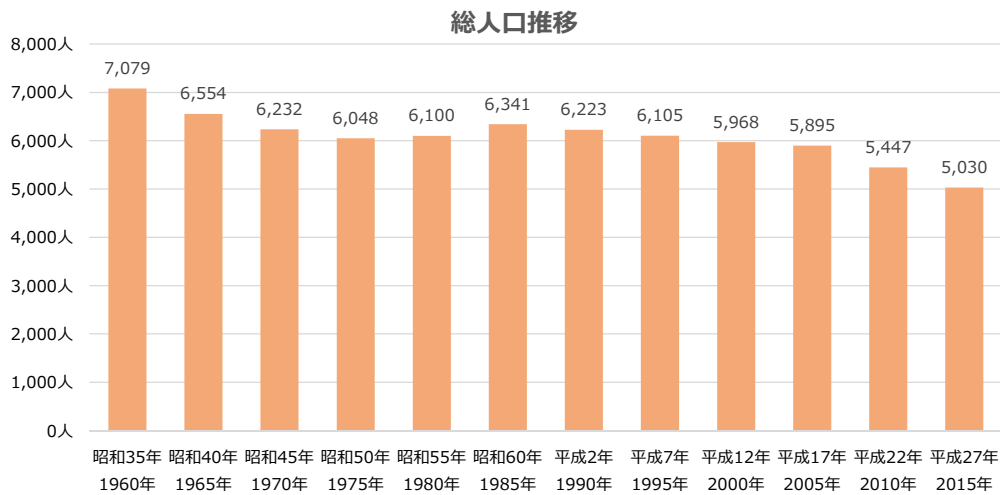
2 人口動向

(1) 人口の推移

本村における人口は、全体的に減少傾向にあります。

本村の総人口は1960年（昭和35年）の7,079人をピークに1975年（昭和50年）まで約1,000人の減少がありましたが、1980年（昭和55年）に増加に転じ、1995年（平成7年）まで6,000人を維持していました。しかし、2000年（昭和12年）以降は6,000人を割り込み、2015年（平成27年）には、5,030人へと減少をたどっています。

年齢3区分別の推移では、1990年（平成2年）に老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回り、2015年（平成27年）には老年人口が39.3%と約4割を占め、年少人口は10%を割っています。

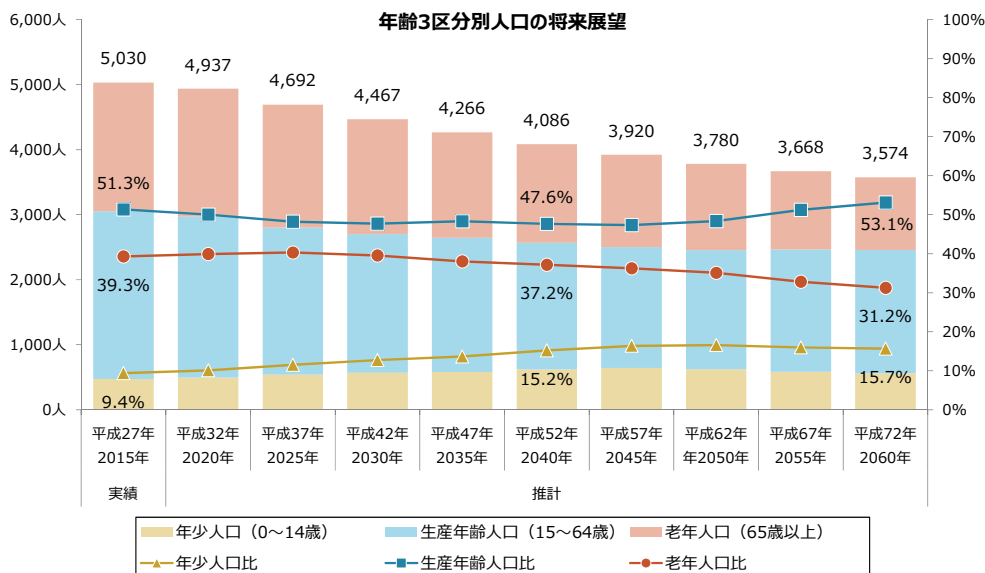
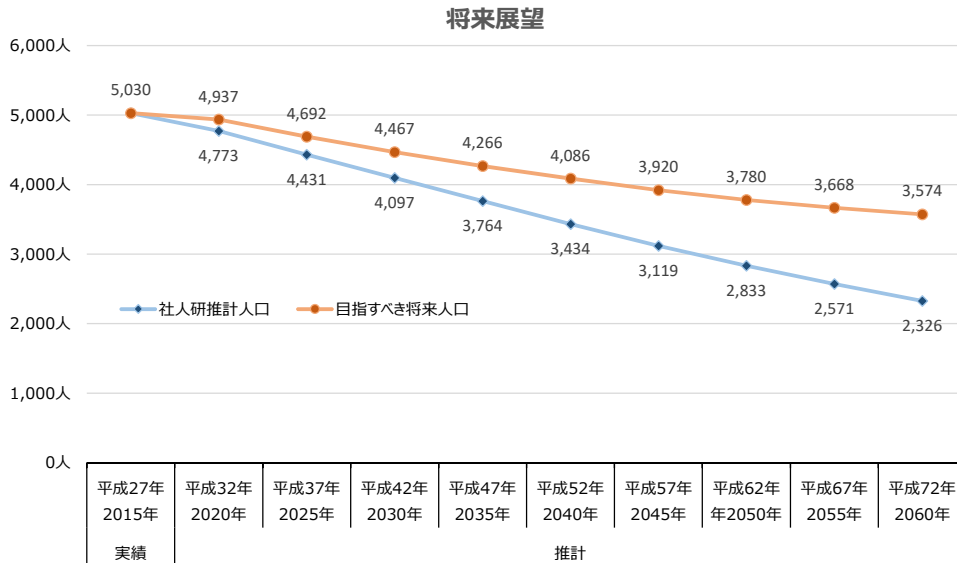


国勢調査より

(2) 将来人口の見通し

本村における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計で 2040 年には 3,434 人となっていますが、目指すべき将来人口（戦略人口）では 4,086 人と、4,000 人を維持する予測になっています。

年齢 3 区別の将来推移では、年少人口の割合が増え老年人口の割合が減少します。生産年齢人口は 2045 年まで微減しますが、その後全体の 50% を超えて推移します。



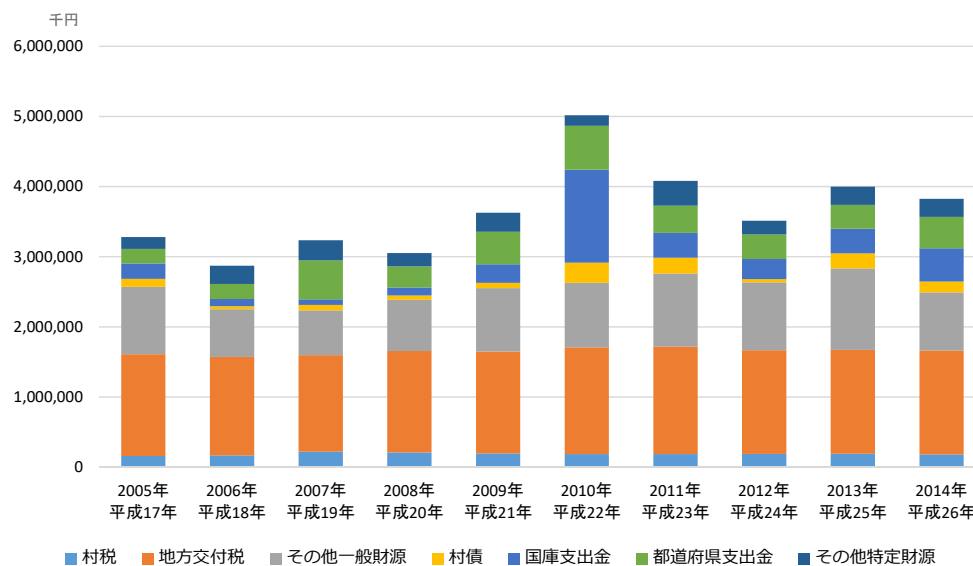
日高村 人口ビジョンより
平成 27 年の実績値は平成 27 年度国勢調査より

3 財政状況

(1) 歳入

本村の歳入総額は年によって増減があり、おおむね 30 億円から 50 億円の間で推移しています。

村税は 2 億円弱、地方交付税は約 14 億円で毎年平均しています。2010 年（平成 22 年）には国庫支出金が増加しました。その他一般財源やその他特定財源は年によって増減があるものの、平均した歳入になっています。



単位：千円

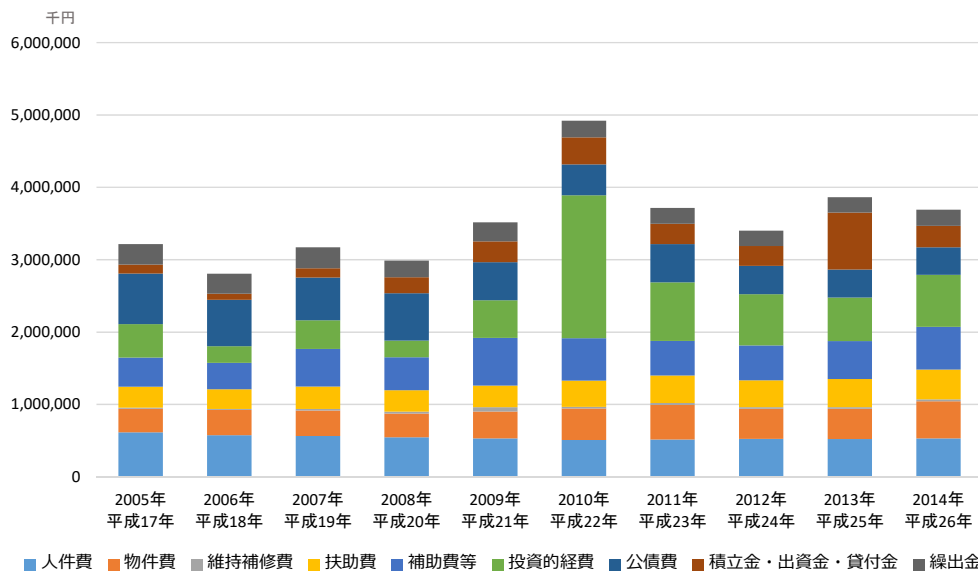
	2005年 平成 17 年	2006年 平成 18 年	2007年 平成 19 年	2008年 平成 20 年	2009年 平成 21 年	2010年 平成 22 年	2011年 平成 23 年	2012年 平成 24 年	2013年 平成 25 年	2014年 平成 26 年
村税	159,592	167,836	222,752	209,844	195,585	185,101	185,169	187,817	192,464	182,943
地方交付税	1,451,980	1,403,255	1,373,457	1,446,859	1,453,268	1,522,379	1,534,477	1,478,474	1,479,731	1,480,048
その他一般財源	961,321	679,349	637,365	727,484	904,496	919,486	1,041,180	968,515	1,159,996	827,911
村債	113,600	41,800	81,000	64,500	72,800	286,500	226,400	44,800	216,200	155,200
国庫支出金	219,341	105,015	78,960	111,970	266,786	1,329,885	351,221	286,266	350,975	474,640
都道府県支出金	206,675	214,684	555,160	301,356	462,303	622,666	389,007	350,711	337,559	447,279
その他特定財源	169,976	260,057	287,595	188,913	271,263	150,612	353,593	197,318	264,413	259,546
歳入合計	3,282,485	2,871,996	3,236,289	3,050,926	3,626,501	5,016,629	4,081,047	3,513,901	4,001,338	3,827,567

(2) 歳出

本村の2010年（平成22年）の歳出総額は49億2004万円で、そのうち投資的経費は19億7597万円と、歳出総額の約40%を占めました。

歳出内訳の推移をみると、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、人件費と公債費は減少傾向となっていますが、扶助費は年により増減はあるものの、おおむね増加傾向で推移しており、2014年（平成26年）は約4億円となっています。

また、維持補修費は2009年（平成21年）に5981万円と一時的に増加しましたが、おおむね2千万円台で推移しています。



単位：千円

	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年
人件費	612,342	576,888	562,204	548,706	531,440	508,224	514,899	526,364	523,370	530,424
物件費	327,080	347,235	351,647	326,432	372,268	433,920	480,143	415,414	418,161	515,027
維持補修費	17,492	13,039	21,936	23,875	59,816	23,559	25,811	19,954	21,426	25,621
扶助費	287,814	273,026	310,645	299,082	295,494	363,633	378,097	371,806	388,946	410,619
補助費等	401,169	362,392	522,384	456,494	660,355	585,853	478,115	482,016	523,946	589,108
投資的経費	464,463	233,504	394,909	227,000	520,190	1,975,972	810,046	707,428	601,709	721,400
公債費	700,426	640,626	589,260	655,942	525,937	426,936	528,333	392,067	385,715	378,052
積立金・出資金・貸付金	121,780	84,223	128,711	221,036	286,467	374,114	283,344	274,004	789,249	299,109
繰出金	281,598	275,744	290,319	230,010	263,831	227,835	216,633	212,917	211,479	219,746
合計	3,214,164	2,806,677	3,172,015	2,988,577	3,515,798	4,920,046	3,715,421	3,401,970	3,864,001	3,689,106

第2章 | 公共施設等総合管理計画とは

1 公共施設等総合管理計画策定に当たって

(1) 策定の背景と目的

本村ではこれまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に対応するべく、数多くの公共施設等を整備してきました。

しかし、これらの公共施設等の多くで老朽化が進み、今後その維持・管理に多額の費用が必要になることが見込まれています。一方、少子高齢化などの社会構造の変化に伴う社会保障費の増加や、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による税収の減少等を踏まえると、本村の財政状況はさらに厳しくなることが予測されます。このような状況下で公共施設等の維持・管理に係る費用を確保することは、より一層困難になると考えられます。

さらに、人口減少の進行により、施設が整備された当時とは住民ニーズも大きく変化している中、公共サービスのあり方そのものを見直す必要があると考えられます。

このような状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされています。

国においては、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方自治体に対しても保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示す「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされました。

本村では、村の状況や公共施設等を取り巻く課題に対し、住民と共にその課題に取り組み、むらづくりの将来計画を形づくるため、「日高村公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

(2) ファシリティマネジメントの導入

本村では、住民と共に将来のむらづくりを進めるという基本理念の下で本計画を策定します。本計画策定は、村の将来ビジョンを実現する第一歩となるものです。

公共施設やインフラはそれぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくものです。このために、公共施設等に対する合理的な総合管理手法である、ファシリティマネジメント（FM）の手法を導入することとします。FMとは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本村では以下の点を推進します。

- ①全庁横断的な推進体制の確立
- ②総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③最適状態を維持する不断の検証

FMでは公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考えることとします。FMの活用により、公共施設等を利用する住民や運営する村、公共施設等の関係者の満足度がそれぞれ向上し、それがひいては、社会や地球環境向上にも寄与することとなります。

本計画策定に当たり、FMの考え方を導入して、新しいむらづくりを目標とし、健全で持続可能な地域づくりを目指していくこととします。

※ファシリティマネジメント（FM）とは、
「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、単に手法という範疇から、より広くFMを経営的視点に立った総合的な活動として捉えています。

出典：公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）

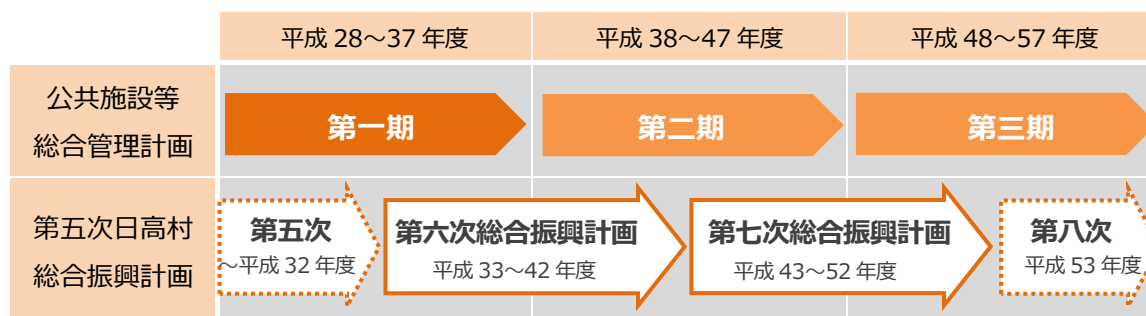
2 計画の位置づけ



3 計画期間

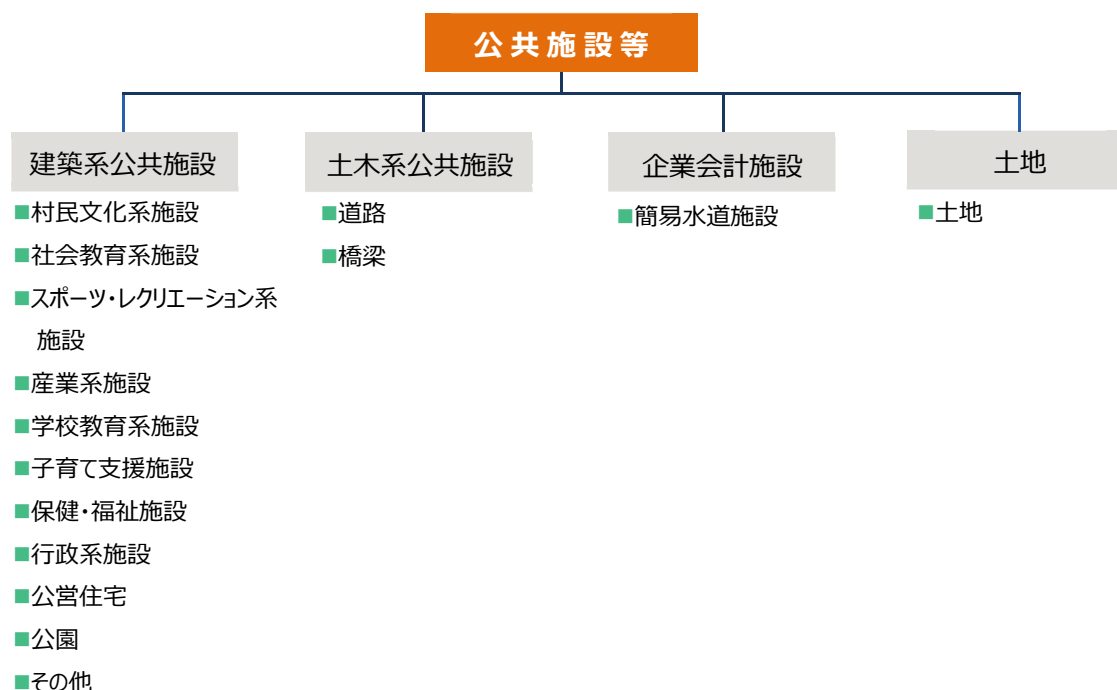
本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な展望が不可欠であることから、長期的な視点に基づき検討するものです。

計画期間については、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とします。



4 対象範囲

本計画は、本村が所有する財産のうち、建築系公共施設及びインフラ資産を含む全ての公有財産を対象とします。



5 取組体制

施設の各課を横断的に管理し、一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント推進体制を構築します。本計画の推進に当たっては、施設総体を把握し、一元的に管理する総括組織として「総務課」が統括します。

この組織は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていくもので、総務課長は公共施設等全体の管理を総括する公共施設等マネジメント統括を行います。

図上段は、公共施設等マネジメント統括の組織体制を示します。下段は公共施設等をマネジメント統括する総務課の公共施設等に関する機能を示します。以下に公共施設等マネジメント統括の重要な要点を集約します。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とします。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限をもちます。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能をもちます。
- ③公共施設等に関して村長と密接に連携を図り支援できる組織の位置づけです。
- ④公共施設等に関して財務部門と密接に連携します。

また、本体制は次の項目を実施していきます。

①財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくためには財政課との連携が必要不可欠です。

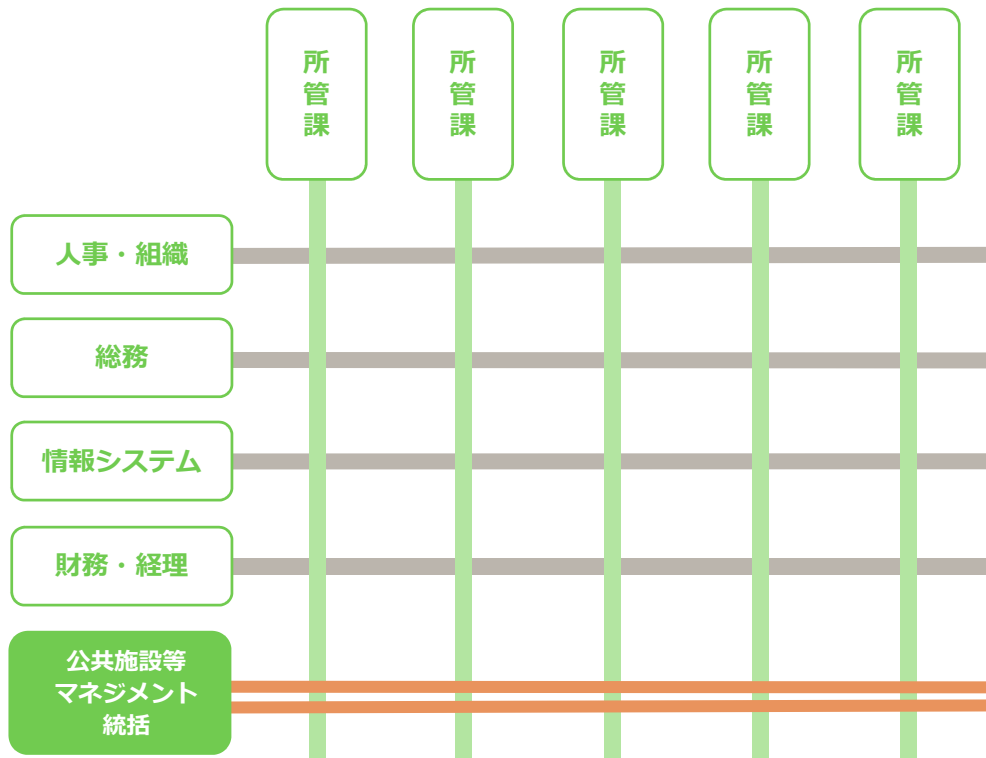
②住民との協働

住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

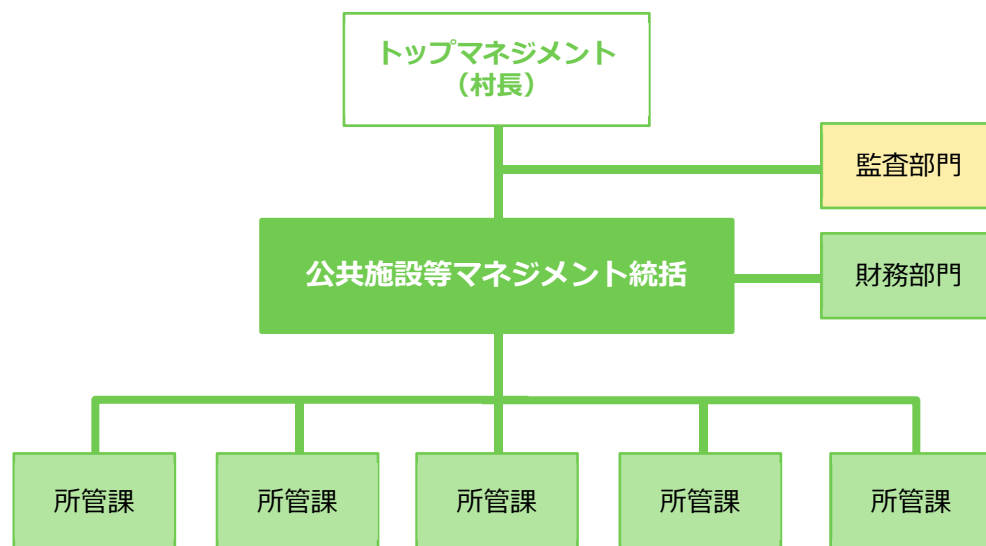
③職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識をもって取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

<組織の位置づけ>



<公共施設等に関する機能>



第3章 | 公共施設等の現状と課題

1 対象施設

(1) 対象施設

原則、本村の所有する全ての施設を対象とします。

(2) 施設の分類

本村の所有する主な対象施設を下表のとおり分類しました。

建築系施設

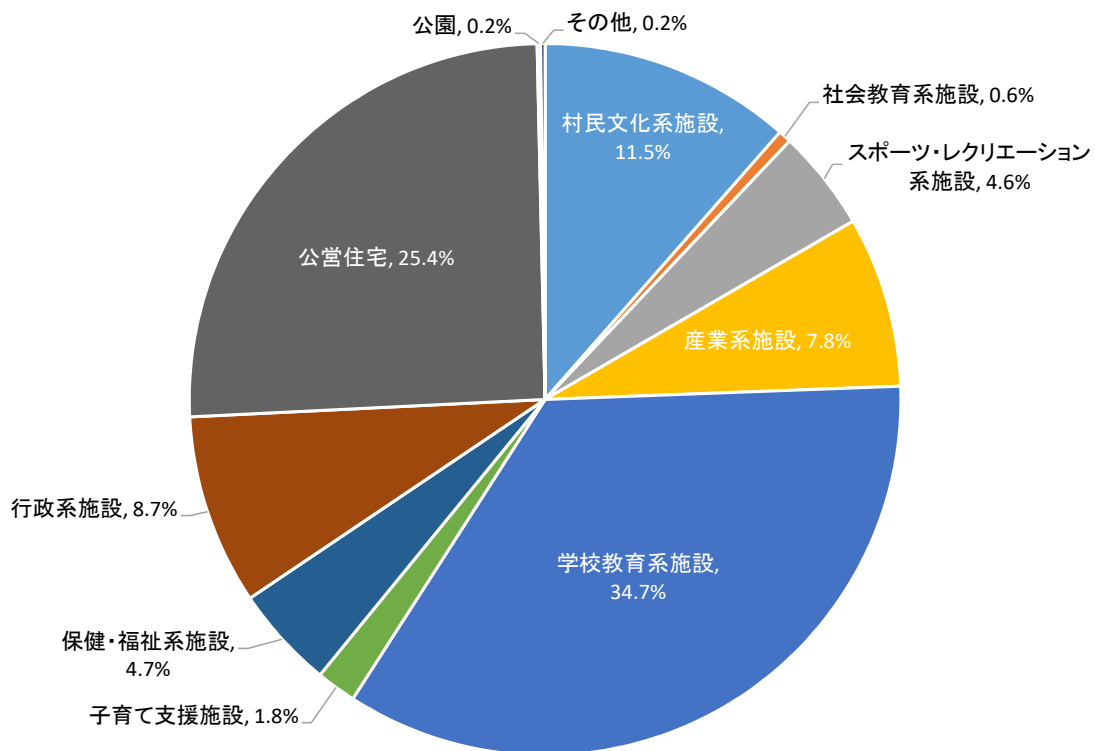
大分類	中分類	小分類
村民文化系施設	集会施設	集会所、ふれあいプラザ、公民館、就業改善センター
社会教育系施設	博物館等	産業郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合運動公園
	レクリエーション施設・観光施設	野鳥観察小屋兼メダカ館
産業系施設	産業系施設	共同作業場、霧山共同生産利用施設、村の駅ひだか
学校教育系施設	学校	小学校、中学校
	その他教育施設	学校給食共同調理場
子育て支援施設	幼保・こども園	保育園、保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人憩の家、高齢者健康センター、デイサービスセンター
	障害福祉施設	ふれ愛センター(日高村障害者地域生活支援センター)
	保健施設	保健センター
	その他社会保険施設	福祉館
行政系施設	庁舎等	役場庁舎、出張所
	消防施設	消防屯所
	その他行政系施設	備蓄倉庫、元仁淀川中央清掃事務組合
公営住宅	公営住宅	村営住宅、改良住宅
公園	公園	公園内公衆便所
その他	その他	公衆便所

(3) 施設の現状

建築系公共施設の延床面積は学校教育系施設が 34.7%、公営住宅が 25.4%、村民文化系施設が 11.5%の順に多くなっています。

建築系公共施設総括表

大分類	施設数	延床面積 (㎡)
村民文化系施設	48	4,248.63
社会教育系施設	1	216.00
スポーツ・レクリエーション系施設	9	1,699.60
産業系施設	12	2,870.16
学校教育系施設	14	12,836.40
子育て支援施設	3	674.50
保健・福祉施設	8	1,724.61
行政系施設	19	3,202.85
公営住宅	56	9,410.99
公園	2	57.17
その他	2	74.72
合計	174	37,015.63



2 更新費用試算

「公共施設等更新費用試算ソフト(一般財団法人地域総合整備財団作成)」を使用し、公共施設等の更新に係る費用の見込みを算出しました。

(1) 試算条件

①基本的な考え方

- 更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- インフラ（道路・橋梁・簡易水道）等は、整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

②耐用年数・更新の考え方

【建築系公共施設】

- 標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年）を採用することとします。
- 建設後30年で建築物の大規模改修を行うものとします。
- 建設時からの経過年数が31年以上50年未満の建築物については、今後10年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
- 建設時より50年以上経ているものについては、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定します。

【インフラ資産】

- 道路：舗装の耐用年数10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年を踏まえ15年とし、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- 橋梁：整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定します。
- 簡易水道：整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。

③更新単価の考え方

- 公共施設については、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- 大規模改修の単価は、建て替えの約6割で想定します。
- インフラ資産については、関連調査及び統計等を基に整備済み面積や整備延長に対しそれぞれ設定された更新単価を使用します。

公共施設用途別単価（※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価参考）

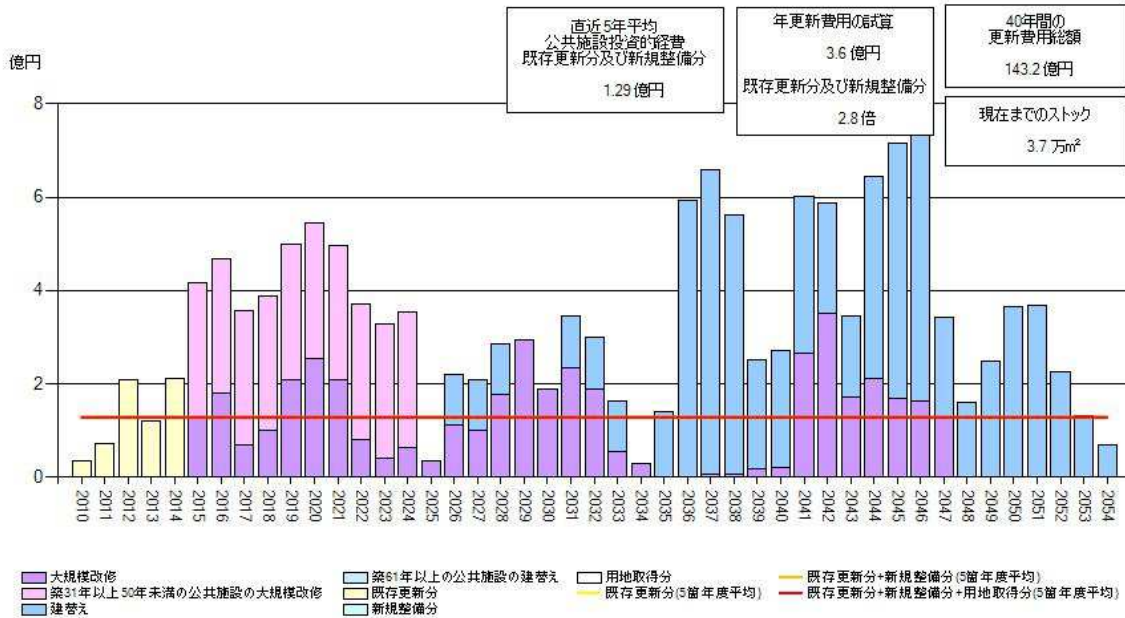
施設分類	大規模改修	建て替え
村民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

インフラ資産更新単価（※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価参考）

施設分類	細目	更新	
道路	一般道路	4,700 円/㎡	
	自転車歩行者道	2,700 円/㎡	
橋梁		448 千円/㎡	
簡易水道	導水管・送水管	300mm 未満	100 千円/m
		300～500mm	114 千円/m
		500～1000mm 未満	161 千円/m
	配水管	150mm 以下	97 千円/m
		200mm 以下	100 千円/m
		250mm 以下	103 千円/m
		300mm 以下	106 千円/m
		350mm 以下	111 千円/m

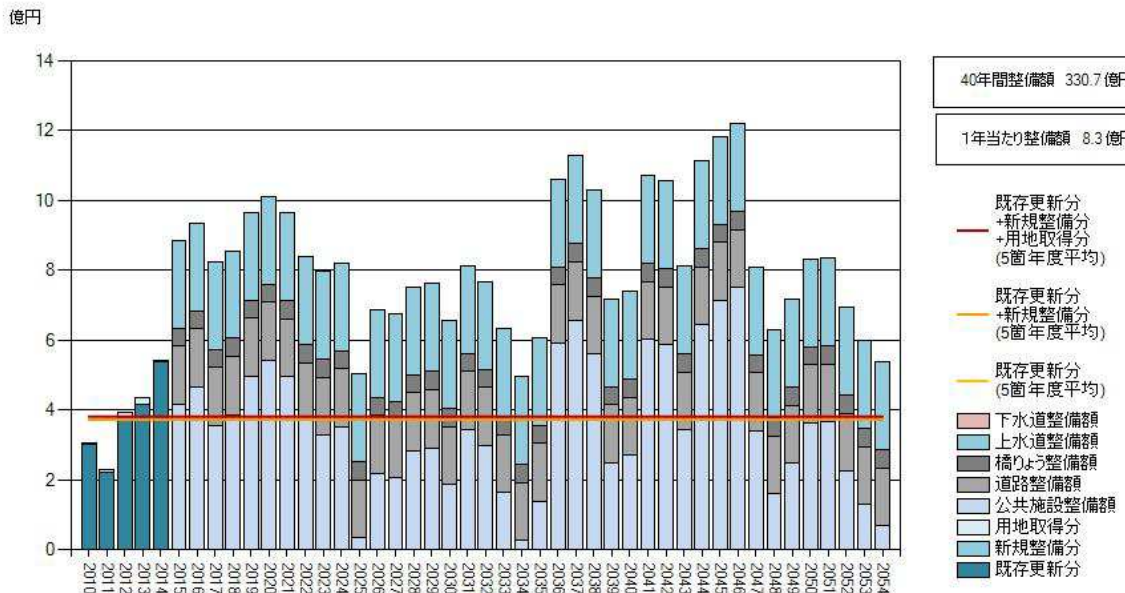
(2) 試算結果

建築系公共施設における将来の更新費用の推計を下記に示しました。更新費用を試算した結果、今後40年間で143.2億円（年平均3.6億円）掛かることがわかりました。直近5年平均の既存更新分及び新規整備分の2.8倍の費用が掛かります。



上記に土木系インフラ資産を加えた将来の更新費用の推計を下記に示しました。

今後40年間の整備額は330.7億円、1年当たりの整備額は8.3億円と試算されました。



3 対象施設の現状と課題

(1) 公共建築物の現状と課題

対象施設について、建築年別に施設分類ごとの延床面積をグラフに示しています。

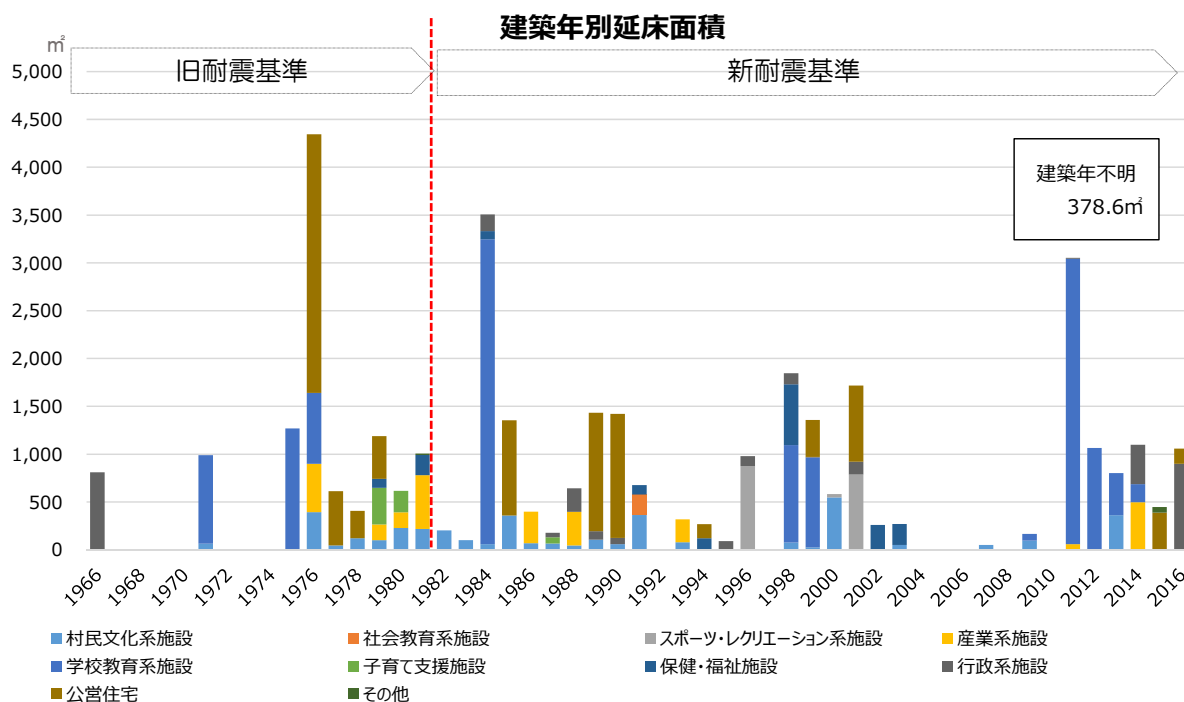
公共施設等（道路、橋梁等のインフラを除く）の全体としては、174 施設となっており、総延床面積は 37,015.63 m²、一人当たり 7.36 m²となっています（日高村、平成 27 年度国勢調査人口 5,030 人で試算）。

施設区分による延床面積構成比では、学校教育系施設が 34.7%で最も多くなっています。

建築年別の延床面積推移から、これらの公共施設の多くは、1975 年から 1981 年にかけて建設されており、30 年経過すると老朽化が進むため、「品質の適正性」の観点から大規模な改修や更新の時期が 2015 年から 2025 年までの間に訪れることが見込まれます。

建築年から見て特に老朽化している公共施設等は、公営住宅等です。

1981 年以前に建設された建築系施設では、旧耐震基準の施設が全体の約 33.9%を占めています。



(2) インフラ資産の現状と課題

インフラ資産の全体は、土木系公共施設として道路、橋梁が、企業会計施設として簡易水道施設が、その他として土地が分類されます。

土木系施設全体の多くは50年を経過すると老朽化が進行します。このため、建築系公共施設（ハコモノ）と同様に今後多くの土木系公共施設が、安全性の観点から改修や更新時期を迎えることになります。土木系公共施設の維持管理で重要なことは実態（施設数、経過年数、老朽化度等）を把握し、予防保全の観点から経験と知見を共有し活用する点検を実施していくことが求められます。

インフラ資産総括表

施設分類		施設数	延長等
道路	一般道路		実延長 約 117,671m
	自転車歩行者道		実延長 約 2,987m
橋梁		151 橋	総延長 約 1,650m
簡易水道施設	配水管		総延長 約 94,350m
	導水管		総延長 約 140m
	送水管		総延長 約 8,700m

(3) 建物の更新費用予測から試算した課題

本章において分析・試算したとおり、全ての建築系公共施設を更新した場合、今後 40 年間で 143.2 億円（年平均 3.6 億円）の費用が必要となる見込みです。また、大幅な歳入の増加は難しい社会情勢の中、老朽化が進む施設の改修や建て替えにまわす財源の確保を進めるとともに、更新や整備を行う際の費用の抑制と平準化を図ることが求められます。

建築系公共施設については、現在保有している施設の全てを同数同規模で維持し、更新していくことは費用的にも無理が生じてきます。これからは、安全面や施設機能を充実させ維持していくことが重要であり、そのためには、将来の人口減少を勘案しつつ財政状況の見通しを立て、建て替えや大規模改修に係る経費を実施可能な水準にまで引き下げなければなりません。

インフラ系公共施設については、住民の生活基盤として現に使用されていることから、これらは縮減せず効率的かつ効果的に維持し、必要に応じて施設のあり方を検討しコスト縮減に努めるものとします。

現状の建築系公共施設の保有量を維持することは、人口減少等を考慮すると住民一人が使用する公共施設が多くなりますが、施設管理に必要な費用が増大することにもなります。したがって、今後 10 年間にける公共施設の保有量は、人口減少や歳入の状況を考慮し、住民サービスの水準と効果を維持しながら最適化を図り、現状の公共施設保有量の適正化に努め、段階的に縮減を図ります。

第4章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の公共施設等における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設等を建築系公共施設とインフラ資産（土木系施設、企業会計施設を含む。）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

（1）建築系公共施設

①新規整備について

長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図ります。

新規建設等が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行います。

老年人口、年少人口比率の変化に対応し公共施設等の適正化を図ります。

②施設の更新（建て替え）について

施設の統合・整理や遊休施設の活用など、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ施設総量の縮減を目指します。

施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進します。

③施設総量（総床面積）について

更新の際は、統合を検討し複合施設とすることで施設総量を減らすことを検討します。

利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合も検討します。

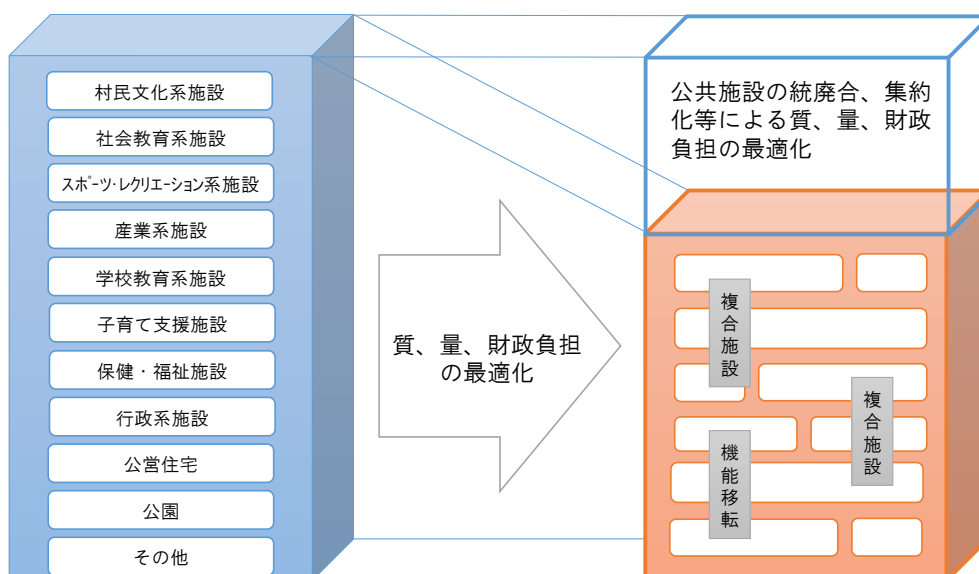
④施設コストの維持管理、運営コストについて

運営については指定管理の利用や地域住民による維持管理協力等、民間の活用を促進しながら施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

⑤ゾーニング手法について

ゾーニング手法によって施設ごとの活用方法を見直しながら、公共施設の数、規模、機能、位置等を総合的に検討します。

各種公共施設については保有最適化を図ります。



(2) インフラ資産

①現状の投資額（一般財源）について

現状の投資額（一般財源）を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。

優先順位の設定等により、予算総額の縮減に合わせた投資額を設定します。

②ライフサイクルコストについて

維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減します。

※ ライフサイクルコスト（LCC）とは

建物における計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を「建物のライフサイクルコスト」といいます。設計費が全体に占める比率は小さいですが、計画・設計の内容はその後のランニングコストに大きく影響します。

2 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

参考：建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
給湯室・浴室・便所など 水を使用する場所について	①給湯室 ②浴室 ③便所	①使用後の清掃 ②使用後の清掃 ③定期的清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ②冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

(「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会 (ARCA) より引用)

②施設の診断

■診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 表「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考とし、本村で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

■施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- 表「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本村に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のむらづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し、実践します。
- ・維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生した際にその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも、土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。したがって、更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性などが挙げられます。

施設の安全確保に係る項目 (FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

評価項目			内容		
大項目	中項目	小項目			
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無	
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無	
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無	
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無	
			緊急自動車接近	・道路幅	
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無	
			危険物の種類	・消防法危険物 (1類・2類・3類) の有・無	
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内	
		建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
				常時床荷重	・許容積載荷重・超過
	耐震安全性		建設年	・1981年6月以前	
			耐震診断	・ I_s 値 > 0.6 / 0.6 > I_s 値 > 0.3 / 0.3 > I_s 値	
			耐震補強	・要・不要	
			耐震等級	・等級	
			免震、制震	・有・無	
	耐風安全性		耐風等級	・等級	
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	対落雷安全性		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保	
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用進入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況	
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度	
		水質安全性	水質検査	・有・無	
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況 (年代・部位)	
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況 (年代・部位)	
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無	
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	
風害防止性			・風害防止要件の満足度		
電波障害性防止性			・電波障害性防止要件の満足度		
騒音・振動・悪臭防止性			・音・振動・悪臭防止要件の満足度		
障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度				
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度				

項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

- ・本村では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価します。
- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
（ただし総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。）

（４）耐震化の実施方針

本村では、既存建築物について順次耐震診断を行っています。

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

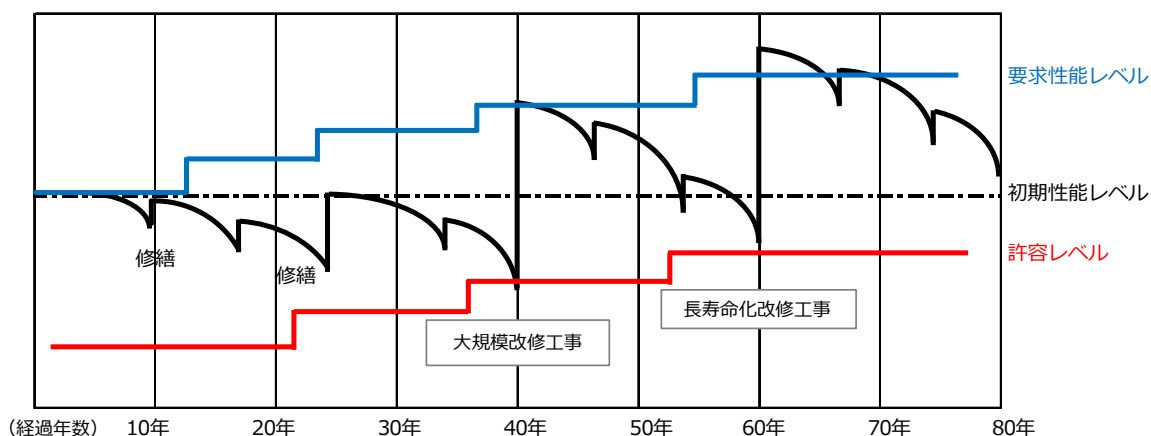
下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本村の公共施設では、建て替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って、80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

長寿命化における経過年数と機能・性能の関係（鉄筋コンクリートの場合）



(6) 統合や廃止の実施方針

① 公共施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等のコンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断します。

- 施設の安全性
- 機能性
- 耐久性
- 施設効率性
- 地域における施設の充足率
- 施設利用率
- 費用対効果

上記の評価項目によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・用途変更の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

②住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等の統合や廃止には、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設等のコンパクト化に向けた施策について、住民合意の可能性を図りながら検討する必要があります。

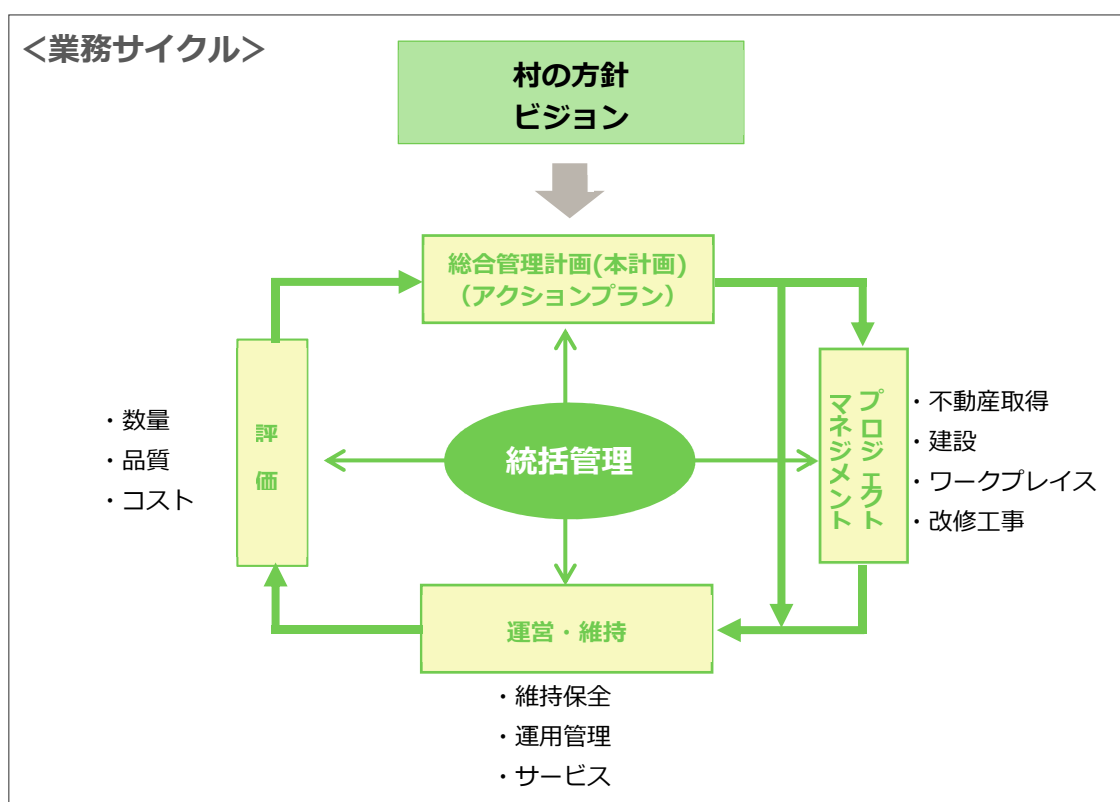
公共施設のコンパクト化の施策

段階	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設のコンパクト化の施策
I	・住民の痛みを求めない初動的取組	・住民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた住民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

3 推進体制

(1) ファシリティマネジメント（FM）業務サイクルによるフォローアップ

下図に示す業務サイクルでは、「村の方針／ビジョン」に基づき、「本計画」を推進します。公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。



出典：総解説ファシリティマネジメントより構成

(2) 情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、住民と行政が、村施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設等を利用し支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集・整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても検討することとします。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 村民文化系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
岩目地地区ふれあいプラザ	259.20	H12	16	木造	教育委員会
日下公民館下分館	82.12	H12	16	木造	教育委員会
能津公民館(集会所)	104.49	H1	27	木造	教育委員会
能津公民館(集会所) 浴場	17.82	H11	17	木造	教育委員会
沖名集会所	96.48	H21	7	木造	総務課
日高村四班集会所	141.48	S60	31	鉄骨造	教育委員会
光岩集会所	160.00	S60	31	鉄骨造	教育委員会
本郷多目的集会所	299.74	H3	25	鉄骨造	産業環境課
国岡集会所	138.78	H12	16	鉄骨造	総務課
宮ノ谷集会所(能津西部消防屯所)	115.16	S56	35	鉄骨造	総務課
渋川部落集会所	40.00	S56	35	木造	
長崎部落集会所	51.35	S58	33	木造	総務課
八坂集会所	80.00	S53	38	木造	
鍛冶屋集会所	44.72	S55	36	木造	
大橋東集会所	51.68	S55	36	木造	
江尻集会所	56.88	不明	不明	木造	
奥ノ谷集会所	77.83	H5	23	木造	
駅前部落集会所	57.73	S59	32	鉄骨造	
父原集会所	44.72	S52	39	木造	
妹背集会所	60.97	S56	35	木造	
梅ヶ坂集会所	48.70	S58	33	木造	
大和田集会所	49.74	H15	13	木造	
下の谷・井峯集会所	75.29	H10	18	木造	
鹿児集会所	59.26	S55	36	木造	
宇井集会所	40.00	不明	不明	木造	
田福集会所	41.40	S53	38	鉄骨造	
石田集会所	57.30	S60	31	木造	
大川内集会所	67.30	S61	30	木造	
北込山集会所	44.65	S63	28	木造	
南込山集会所	66.00	不明	不明	木造	

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
猿田集会所	51.15	S54	37	木造	
岩目地西集会所	64.00	S46	45	木造	
竜石集会所	26.15	不明	不明	木造	
岩目地東集会所	50.24	不明	不明	木造	
平野集会所	50.78	S54	37	木造	
九頭集会所	70.24	S55	36	木造	
鴨地集会所 便所	6.00	H11	17	木造	
鴨地集会所	82.88	不明	不明	木造	
長畑集会所	112.72	S57	34	木造	
本村集会所	64.50	S62	29	木造	
大花集会所	58.86	H2	26	木造	
名越屋集会所	89.28	S57	34	木造	
柱谷集会所	51.05	H19	9	木造	
暮月集会所	56.40	不明	不明	木造	
宮谷集会所	62.60	H3	25	木造	総務課
中村集会所	66.26	H12	16	木造	
日高村就業改善センター	394.08	S51	40	鉄筋コンクリート	産業環境課
下分ふれあいプラザ	360.65	H25	3	鉄骨造	健康福祉課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状

公民館、集会所、ふれあいプラザ等、計48の施設があります。

建築から31年以上を経過した施設が22施設あります。これらの施設は今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

建築後31年以上経過し老朽化した施設が多くなっていますが、厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設のあり方を見直します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図ります。また、維持管理コストの割高な施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

(2) 社会教育系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
日高村産業郷土資料館	216.00	H3	25	鉄骨造	教育委員会

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状

日高村産業郷土資料館の1施設があります。

建築から44年を経過した日高村図書館については、平成28年度に建て替えが完了しました。

③個別基本方針

建築後25年を経過した日高村産業郷土資料館がありますが、厳しい財政状況を踏まえ、統合や複合化等、施設のあり方を見直します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
日高村立野鳥観察小屋兼メガ力館	36.23	H12	16	木造	総務課
日高村総合運動公園 管理棟	390.12	H8	20	鉄骨造	教育委員会
日高村総合運動公園 格納庫	126.00	H8	20	鉄骨造	教育委員会
日高村総合運動公園 野外劇場	211.73	H8	20	鉄骨造	教育委員会
日高村総合運動公園 野外トイレ	36.88	H8	20	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村総合運動公園 野外トイレ	36.88	H8	20	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村総合運動公園 野外トイレ	36.88	H8	20	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村総合運動公園 野外トイレ	36.88	H8	20	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村総合運動公園 日高村高齢者ふれあいスポーツセンター	788.00	H13	15	鉄骨造	教育委員会

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の現状

日高村立野鳥観察小屋、日高村総合運動公園管理棟等9の施設があります。

③個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

(4) 産業系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
日高村食品加工センター 厨房室	48.15	H23	5	鉄骨造	教育委員会
日高村食品加工センター 便所・プロバン庫	9.75	H23	5	木造	教育委員会
日高村下分第2共同作業場	398.25	S56	35	鉄骨造	健康福祉課
日高村下分第3共同作業場	164.00	S54	37	鉄骨造	健康福祉課
日高村下分第4共同作業場	164.00	S55	36	鉄骨造	健康福祉課
日高村本郷共同作業場	165.00	S56	35	鉄骨造	健康福祉課
日高村大型共同作業場 木工共同作業場	350.00	S63	28	鉄骨造	健康福祉課
日高村大型共同作業場 木工第2共同作業場	240.00	H5	23	鉄骨造	健康福祉課
霧山共同生産利用施設 露山茶生産協業 組合緑茶加工場	505.00	S51	40	鉄骨造	総務課
霧山共同生産利用施設 共同作業場	330.00	S61	30	鉄骨造	総務課
村の駅ひだか(WC)	48.60	H26	2	木造	産業環境課
村の駅ひだか	447.41	H26	2	木造	産業環境課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の現状

日高村食品加工センター、日高村大型共同作業場、村の駅ひだか等、12の施設があります。建築から31年以上を経過した施設が5施設あります。これらの施設は今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

建築後31年以上経過し老朽化した5施設がありますが、厳しい財政状況を踏まえ、統合や廃止等、施設のあり方を見直します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

(5) 学校教育系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
日高村立日高中学校 プール	741.00	S51	40		教育委員会
日高村立日高中学校 新校舎	2,983.60	H23	5	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村立日高中学校 新体育館	1,064.42	H24	4	鉄骨鉄筋 コンクリート	教育委員会
日高村立日高中学校 クラブハウス	191.00	H26	2	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村立日高中学校 体育館	940.00	H11	17	鉄骨造	教育委員会
日高村立日下小学校 体育館	925.00	S46	45	鉄骨造	教育委員会
日高村立日下小学校 校舎	3,187.91	S59	32	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村立日下小学校 プール	937.55	H10	18		教育委員会
日高村立日下小学校 更衣室・倉庫 (プール)	83.00	H10	18	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村立日下小学校 放課後児童クラブ	70.92	H21	7	軽量鉄骨造	教育委員会
日高村立日下小学校 配膳室	36.00	H25	3	鉄骨造	教育委員会
日高村立能津小学校 校舎	1,017.00	S50	41	鉄筋コンクリート	教育委員会
日高村立能津小学校 体育館	253.00	S50	41	鉄骨造	教育委員会
学校給食共同調理場	406.00	H25	3	鉄骨造	教育委員会

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状

小学校、中学校、体育館等、個別施設の合計は 14 施設になり、小学校が 2 校、中学校が 1 校あります。

建築後 31 年以上の施設は 5 施設となります。

③個別基本方針

将来の児童生徒数の予測を踏まえ、本村の学校教育方針や財政状況、地域の実情等を考慮した上で、数量の最適化を図ります。数量の適正化においては、校舎が更新を迎える時期の児童生徒数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応できるようにします。

建築基準法第 12 条に基づく 3 年以内ごとの法定点検に加え、日常的な自主点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。

建物系の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため、様々な規模・内容の工事がある中で大規模改修と部分改修を勘案して、中長期保全計画を検討します。

建物構造により、異なりますが、躯体耐用年数（財産処分年数：鉄筋コンクリート造であれば 60 年）の間、学校施設として活用することを基準に考え、築 30 年前後に大規模改修工事を検討・計画して実施します。また躯体耐用年数が残存 10 年未満のものより建て替え・更新等を検討します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

(6) 子育て支援施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
日下保育園能津分園	226.00	S55	36	鉄骨造	教育委員会
日下保育園能津分園 増築	67.50	S62	29	鉄骨造	教育委員会
東部保育所 増築	381.00	S54	37	鉄筋コンクリート	

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の現状

保育園、保育所等、個別施設は3施設あり、保育園1、保育所1になります。

建築後31年以上の施設は2施設となります。

③個別基本方針

将来の児童数の予測を踏まえ、本村の学校教育方針や子育て支援の方針、財政状況、地域の実情等を考慮した上で、延床面積数量等の最適化を図ります。数量の適正化においては、児童数や躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応できるようにします。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(7) 保健・福祉施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
西部福祉館	211.23	S56	35	鉄筋コンクリート	健康福祉課
日高村中央老人憩の家 (木屋ヶ谷集会所)	86.10	S59	32	木造	健康福祉課
日高村立西越老人憩の家	94.40	S54	37	木造	健康福祉課
日高村立西田老人憩の家	96.88	H3	25	木造	健康福祉課
日高村高齢者健康センター	260.00	H14	14	鉄骨造	健康福祉課
日高村ふれ愛センター (日高村障害者地域生活支援センター)	220.00	H15	13	鉄骨造	健康福祉課
日高村保健センター	634.00	H10	18	木造	健康福祉課
日高村デイサービスセンター	122.00	H6	22	鉄骨造	健康福祉課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状

福祉館、老人憩の家、保健センター等、8の施設があります。
建築後31年以上の施設は3施設となります。

③個別基本方針

将来の年少人口、老年人口の予測を踏まえ、本村の財政状況、地域の実情等を考慮した上で、延床面積数量の最適化を図ります。数量の適正化においては、建物が更新を迎える時期の利用者数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応できるようにします。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

(8) 行政系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
日高村役場 本庁舎	809.35	S41	50	鉄筋コンクリート	総務課
日高村役場 北庁舎 1 階部	175.72	S59	32	鉄筋コンクリート	総務課
日高村役場 北庁舎 2 階部	166.28	S63	28	鉄骨造	総務課
日高村役場 車庫	71.79	S63	28	鉄骨造	総務課
日高村役場 本庁舎 WC	10.25	S63	28	鉄筋コンクリート	総務課
日高村役場能津出張所	10.65	H23	5	鉄骨造	教育委員会
岩目地コミュニティ消防センター	90.72	H7	21	木造	総務課
沖名コミュニティ消防センター (沖名分団消防屯所)	102.24	H8	20	木造	総務課
本郷コミュニティ防災センター (本郷分団消防屯所)	117.92	H10	18	木造	総務課
中央分団消防屯所	45.04	S62	29	木造	総務課
中央分団消防屯所 2 階部分 (増築)	6.62	H11	17	木造	総務課
西部分団消防屯所	133.20	H13	15	木造	総務課
下分分団消防屯所	89.65	H1	27	鉄骨鉄筋 コンクリート	総務課
東部分団消防屯所	64.80	H2	26	木造	総務課
第一備蓄倉庫(西田)	205.53	H26	2	鉄骨造	総務課
第二備蓄倉庫(本村)	205.53	H26	2	鉄骨造	総務課
元仁淀川中央清掃事務組合 事務所	52.56	H28	0	鉄筋コンクリート	産業環境課
元仁淀川中央清掃事務組合 焼却灰保管倉庫	793.00	H28	0	鉄骨造	産業環境課
元仁淀川中央清掃事務組合 有害資源ごみ処理事業倉庫	52.00	H28	0	鉄骨コンクリート	産業環境課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50 年以上

31 年～49 年

30 年以下

②施設の現状

庁舎、消防センター、消防屯所、清掃事務組合等、計 19 の施設があります。

本庁舎は建築後 50 年が経過しています、建築後 31 年以上の施設は本庁舎を含め 2 施設となります。

③個別基本方針

日高村本庁舎は 1966 年（昭和 41 年）の建築から 50 年が経過しているため、建て替えを予定しています。

全体的な施設を勘案し、他の用途への変更や廃止も含め、施設のあり方を積極的に見直します。今後の建て替えの際には、周辺のお施設との複合化など公共施設の総量削減の方法も検討していきます。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図ります。また、水道光熱費が割高な施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。

(9) 公営住宅

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
村営住宅西ノ越住宅	73.12	H6	22	鉄筋コンクリート	建設課
村営住宅西ノ越住宅	73.12	H6	22	鉄筋コンクリート	建設課
改良住宅西ノ越団地	142.20	S52	39	コンクリートブロック	建設課
改良住宅西ノ越団地	142.20	S52	39	コンクリートブロック	建設課
改良住宅西ノ越団地	142.20	S52	39	コンクリートブロック	建設課
改良住宅西ノ越団地	142.20	S52	39	コンクリートブロック	建設課
村営住宅夢団地 A 棟 1 戸 5 号棟	79.30	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 A 棟 1 戸 7 号棟	79.30	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 A 棟 1 戸 9 号棟	79.30	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 B 棟 1 戸 1 号棟	79.90	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 B 棟 1 戸 4 号棟	79.90	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 B 棟 1 戸 8 号棟	79.90	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 B 棟 1 戸 10 号棟	79.90	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 C 棟 1 戸 2 号棟	79.86	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 C 棟 1 戸 3 号棟	79.86	H13	15	木造	建設課
村営住宅夢団地 C 棟 1 戸 6 号棟	79.86	H13	15	木造	建設課
村営住宅馬越団地 A 1 棟 1 戸	79.30	H11	17	木造	建設課
村営住宅馬越団地 A 1 棟 1 戸	79.30	H11	17	木造	建設課
村営住宅夢団地 C 棟 1 戸 6 号棟	79.30	H11	17	木造	建設課
村営住宅馬越団地 B 1 棟 1 戸	74.50	H11	17	木造	建設課
村営住宅馬越団地 B 1 棟 1 戸	74.50	H11	17	木造	建設課
村営住宅国岡団地 A 棟 18 戸 (中耐鉄筋コンクリート造)	1,238.27	H1	27	鉄筋コンクリート	建設課
村営住宅国岡団地 B 棟 18 戸 (中耐鉄筋コンクリート造)	1,296.72	H2	26	鉄筋コンクリート	建設課
西田改良住宅第 1 団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第 1 団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第 1 団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第 1 団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第 1 団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第 1 団地 B	148.60	S54	37	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第 1 団地 B	148.60	S54	37	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第 1 団地 B	148.60	S54	37	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第 1 団地 C-1	165.80	S60	31	鉄筋コンクリート	建設課
西田改良住宅第 1 団地 C-1	165.80	S60	31	鉄筋コンクリート	建設課

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
西田改良住宅第1団地 C-2	165.80	S60	31	鉄筋コンクリート	建設課
西田改良住宅第1団地 C-2	165.80	S60	31	鉄筋コンクリート	建設課
西田改良住宅第2団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第2団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第2団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第2団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第2団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第2団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第2団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第2団地 A	142.20	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第2団地 B	165.80	S60	31	鉄筋コンクリート	建設課
西田改良住宅第2団地 B	165.80	S60	31	鉄筋コンクリート	建設課
西田改良住宅第3団地	142.60	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第3団地	142.60	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第3団地	142.60	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第3団地	142.60	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第3団地	142.60	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第3団地	142.60	S51	40	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第3団地	142.60	S53	38	コンクリートブロック	建設課
西田改良住宅第3団地	142.60	S53	38	コンクリートブロック	建設課
村営住宅清水田団地(南2棟)	132.50	H27	1	木造	建設課
村営住宅清水田団地(北3棟)	255.50	H27	1	木造	建設課
村営住宅福良住宅(2棟)	158.98	H28	0	木造	建設課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の現状

公営住宅は、計56の施設があります。

建築後31年以上の施設は34施設となり、これらの住宅は昭和50年代前半の旧建築基準時に建設されています。

③個別基本方針

老朽化が進み建物の性能等が劣る施設等は随時改修を行いながら維持管理を行っています。また、将来の人口減少を踏まえ利用ニーズの把握の基、団地数や規模の集約化を図る等、建て替えも含め総合的に検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(10) 公園

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
錦山公園 公衆便所	26.37	H10	18	木造	産業環境課
下分児童遊園地 公衆便所	30.80	H22	6	木造	教育委員会

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の現状

錦山公園公衆便所、下分児童遊園公衆便所の2施設があります。

③個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(11) その他

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課
日高村公衆便所(身体障害者用)	15.72	S56	35	鉄筋コンクリート	健康福祉課
仁淀川清流トイレ	59.00	H27	1	木造	産業環境課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の現状

日高村公衆便所、仁淀川清流トイレの2施設があります。

建築後31年以上経過した日高村公衆便所(身体障害者用)は、新庁舎建設時に取り壊す予定となっています。

③個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

2 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

①施設概要

本村が管理する道路（一般道）は、一級村道、二級村道、その他村道になり実延長は 117.6 km、総面積は 522,763 m²となっています。

施設分類	小分類	延長等
一般道路	(合計)	実延長 117,671m 総面積 522,763 m ²
	一級村道	実延長 23,329m
	二級村道	実延長 16,365m
	その他村道	実延長 77,977m
自転車歩行者道		実延長 2,987m
		総面積 8,427 m ²

①維持管理の基本方針

- ・国の施策に基づいてストック点検を実施し、アスファルト等を点検し補修計画を策定します。
- ・構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施します。
- ・道路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する道路において、予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定します。
- ・施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
- ・将来の都市のあり方を考え、道路の廃止も含めた道路網の再構築を行うための道路計画の策定を進めます。

(2) 橋梁

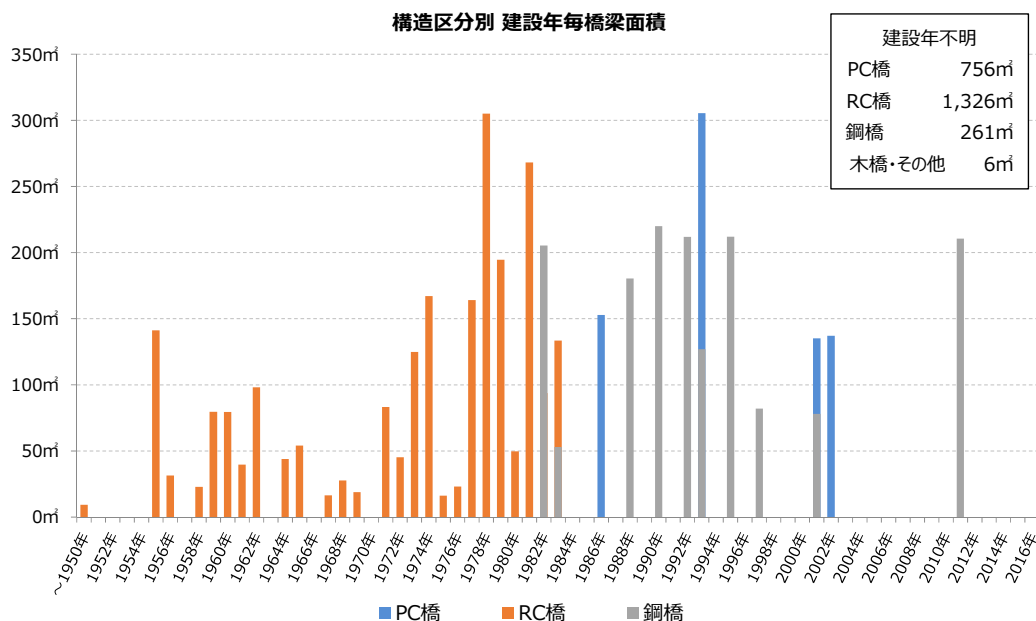
①施設概要

本村が管理する橋梁は151橋あり、総延長は1.65km、総面積は6,990㎡となります。

これらの多くは1970年代～2000年代に集中的に築造されており、今後急速に老朽化が進むことが予想されます。

長さ区分	橋梁数	総延長
15m未満	128橋	1,650m
15m以上	23橋	

構造区別総面積 (㎡)				合計 (㎡)
PC橋	RC橋	鋼橋	木橋・その他	
1,486	3,658	1,841	6	6,990



②維持管理の基本方針

- ・定期点検は5年に一度行い、結果に基づいて修繕を実施し、橋梁の健全度を把握します。
- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。
- ・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- ・既に損傷が著しく、修繕による長寿命化が見込めない橋梁については、計画的に順次架け替えを実施します。

3 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

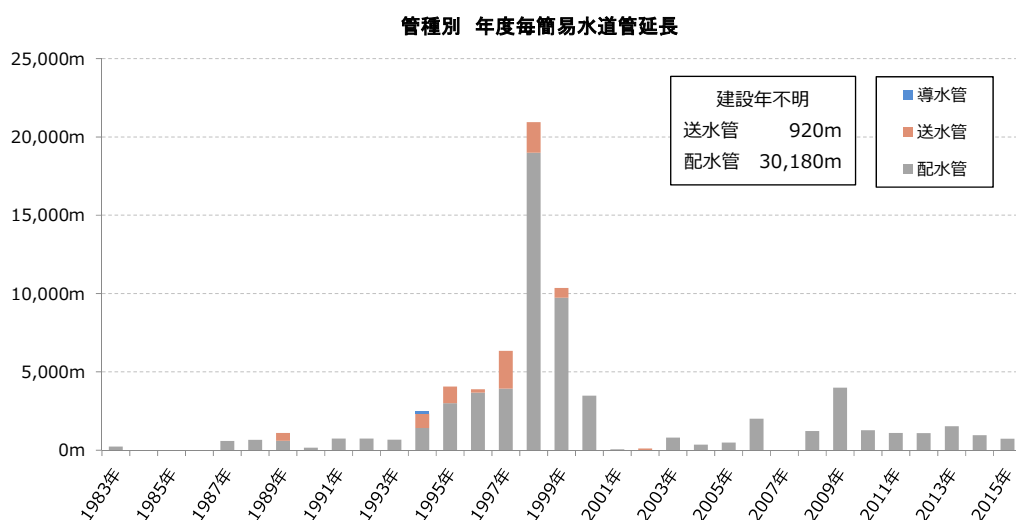
(1) 簡易水道施設

①施設概要

本村が管理する簡易水道管は、総延長は 103.1 km となります。

これらの多くは 1994 年～2000 年に集中的に築造されており、今後急速に老朽化が進むことが予想されます。

管種・管径別延長 (m)									合計
導水管	送水管	配水管						配水管 合計	
300 mm 未満	300 mm 未満	50 mm 以下	75 mm 以下	100 mm 以下	150 mm 以下	200 mm 以下	250 mm 以下		
140	8,700	19,550	39,750	18,480	13,990	1,150	1,430	94,350	103,109



②維持管理の基本方針

管の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ簡易水道管は、維持管理コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

4 土地の管理に関する基本的な方針

(1) 数量に関する基本的な方針

- ・施設整備に必要な土地の確保については、必要に応じて行われることとなりますが、その事例が発生した場合は、複合利用などを含め慎重に検討します。

(2) 品質の適正性に関する基本的な方針

- ・地域特性、履歴、安全性、環境など、土地の品質を診断し、活用や処分の判断材料とします。

(3) コストの適正性に関する基本的な方針

- ・行政目的として利用予定がない未利用地は、積極的に処分します。
- ・統廃合で発生する未利用地についても、他施設へ利用の可能性がなければ処分します。
- ・点検や管理等の費用を低減させます。

1 継続した取組に向けて

(1) 方針の定期的な見直しについて

本計画の第3章では、本村が所有する公共施設等の現状を検証し、更新投資費用の算出を行い課題を抽出してきました。今後、社会情勢など公共施設等を取り巻く環境や前提条件の変化により、状況も変わることが考えられます。そこで、第4章の基本的方針や第5章の個別基本方針の内容が適切であるかどうかは、おおむね10年おきに検証を行うものとします。

(2) 広域的な連携について

公共施設等には、本村が設置しているものの他に、高知県や国が設置しているものもあります。これらの公共施設等について、機能面での相互補完や、未利用資産の情報共有などに取り組んでいくことが求められます。また、本村という行政区域にとらわれることなく、近隣自治体と連携して、実際の人の動きに合わせた取組を行うことも検討する必要があります。特に、将来の人口減少局面においては、市町村の域を越えて施設の統廃合を進めていくことも考えられます。

(3) 推進体制について

本計画は、公共施設等が健全な状態で持続できるようになってはじめて目的が達成されたといえます。PDCAサイクル（第4章3 推進体制：業務サイクル図）などの考え方を活用して、常に見直しを行い改善を進めていくことが求められます。また、この計画は、公共施設等における個別計画とも関連づけられる内容が多いことから、推進体制（第4章3 推進体制）におけるファシリティマネジメントや情報共有の推進にあたっては、他分野の計画との関連性を常に意識する必要があります。

2 今後の取組に向けて

(1) 今後の取組に向けて

本年度策定の本計画を基準に、今後 10 年間の方向性を踏まえ【むらづくり】を行います。

本年度本村では、むらづくりを強化するために本計画「日高村公共施設等総合管理計画」を策定しました。むらづくりの更なる発展を目指し、住民の皆様の意見を真摯に取り入れながら、「第 5 次日高村総合振興計画」「日高村人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「日高村公共施設等総合管理計画」との整合を図り、施設の維持・修繕・更新・統廃合などの基本方針を定めます。さらに、それを基に個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みます。

本村が保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を推進することで行政サービスの質を高め、住民の皆様の利便性向上につながる取組を実施していきます。

日高村 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行：日高村

住所：〒781-2194 高岡郡日高村本郷 61-1

T E L : 0889-24-5113

F A X : 0889-24-7900
